

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当るときは翌日)

### ◇ 告 示

#### 目 次

- 生活保護法による医療機関の指定
- 米飯提供業者の登録
- 小売販売業者甲の業者登録
- 家畜商法による講習会の開催
- 保安林予定森林
- 母樹林の指定の解除
- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による公聴会の開催
- 公共測量の実施
- ◇ 教 委 告 示
- 定例教育委員会の会議の招集
- ◇ 公 告
- 砂利採取業務主任者試験の実施
- 高圧ガス販売主任者試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第五百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年七月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十三年六月一日	竹内 医院	気高郡気高町大字浜村字西浜七八三番地	内科、放射線科	竹内 慎治

### 鳥取県告示第五百三十九号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三十三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年七月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 登録番号 年 月 日 氏 名 称 又 は 屋 号

八振第九六号	昭四三、七、五	小 林 松 男	モーター山
倉振第二五九号	昭四三、七、〇	小 谷 美 鶴	都
米振第二二二号	昭四三、六、三〇	伊 坂 定 吉	株式会社 皆生グランドホテル
米振第二二三号	〃	稻 沢 松 一	レストラン 三

### 住 所 営 業 所 の 所 在 地

水	八頭郡八東町大字新興寺五六三	八頭郡八東町大字安井宿字下神事二九
屋	倉吉市下田中六六八の一	住所に同じ。
〃	米子市上福原一七五四の三	〃
笠	米子市西倉吉町八	〃

米振第三四号 " 有限会社福栄商事 井上 馨 レストラン 井

鳥取県告示第五百四十号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第二十二條の二第二項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の業者登録をしたので、

登録番号 年月日 氏 名 住 所

米振第一二二号 昭三六、三〇 有限会社木山米雑穀店 米子市紺屋町一〇八

鳥取県告示第五百四十一号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号)第一条の三第一項の規定により告示する。

昭和四十三年七月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開催の日時及び場所

開 催 の 日 時	開 催 の 場 所
八月二十八日 八時三十分から 八月二十九日 十七時まで	東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場

二 講習の科目及び時間

講 習 の 科 目	講 習 の 時 間
家畜の取引に関する法令 家畜の品種及び特徴 家畜の悪へき、機能障害及び疾病	四時間 六時間

上 米子市東福原一七〇一 "

同規則第二十三條の規定により告示する。

昭和四十三年七月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

営 業 所 の 所 在 地 事業区域

米子市灘町三丁目二 米子市第一

三 受講申込みの方法

別記様式による家畜商講習会受講申込書に講習手数料として五百円に相当する額の鳥取県収入証紙をはりつけ、八月十七日までに所轄地方農林振興局の長を経由して、知事に提出すること。

別記様式

家畜商講習会受講申込書

収入証紙  
はりつけ欄

年 月 日

鳥取県知事 石破二郎 殿

住所  
氏名

家畜商法第3条第2項第1号の規定により開催される家畜商講習会を受講したいので申し込みます。

鳥取県告示第五百四十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年七月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡赤碓町大字尾張字ハツタヒ三七二、三七一の第一、字高平三七二、字土矢倉三七三、三七三の一、字中ノ袋三七四、大字山川字勝田川頭西平八〇七の一

(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び赤碓町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百四十三号

林業種苗法(昭和十四年法律第十六号)第八条第一項の規定に基づき、

母樹林の指定を解除したので、同法同条第二項において準用する同法第四条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年七月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	所 在 地	樹 種	本 数	所有者の住所および氏名	母樹又は母樹林の別
鳥一四九	鳥取市越路 字猪谷八三八ノ二	アカマツ	二六本	鳥取市越路六二七 谷本 勇	母樹林

鳥取県告示第五百四十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第四十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十三年七月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 日時 昭和四十三年八月二十日 午後一時
- 二 場所 倉吉市巖城町  
倉吉地方農林振興局会議室
- 三 案件 西郷野鳥愛護林(仮称)の設定について
- 四 公聴会開催に関する問合せ先  
鳥取県農林部造林課

鳥取県告示第五百四十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、広島郵政局長から次のとおり公共測

量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年七月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類、通信地図修正測量
- 二 作業期間 昭和四十三年八月二十六日から  
昭和四十三年八月二十九日まで
- 三 作業地域 日野郡日南町大字折渡、大字宝谷、大字印賀、大字菅沢

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十三年七月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

- 一 日時 昭和四十三年七月二十九日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
  - 1 現業職員の給与に関する規則の一部改正について
  - 2 その他

### 公 出

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、昭和43年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

昭和43年7月26日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 1 試験の科目及び時間

試 験 の 科 目	試 験 の 時 間
(ア) 砂利の採取に関する法令 (イ) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	午後2時から 午後4時まで

#### 2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和43年8月18日（日曜日）

(2) 場所 鳥取市及び米子市

#### 3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書  
受験願書及び履歴書は、商工振興課、鳥取県建設業協会及び日本砂利協会鳥取県支部に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
- (3) 写真

手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはりつけること。

4 受験手数料 1,000円

5 受験願書の提出期限 昭和43年7月31日

## 6 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和43年度の高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和43年7月26日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	試験の時間
第1種販売主任者 免状に係る試験	高圧ガスの取締りに関する法令	9時30分から10時30分まで
	高圧ガス（液化石油ガスを除く。）の販売に必要な通常の保安管理の技術	10時40分から12時30分まで
第2種販売主任者 免状に係る試験	高圧ガスの取締りに関する法令 液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術	9時30分から10時30分まで 10時40分から12時30分まで

## 2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和43年8月18日（日曜日）

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

## 3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

(1) 受験願書

## (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、鳥取県LPガス協会及び鳥取県商工労働部商工振興課に備えてある所定の用紙を使用すること。

## (3) 写真

手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはりつけること。

## 4 受験手数料及びその納付方法

## (1) 受験手数料

第1種販売主任者免状に係る試験 700円

第2種販売主任者免状に係る試験 500円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけること。この場合、消印しないこと。

## 5 受験願書の提出期間

昭和43年7月29日から昭和43年8月3日まで

## 6 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。